

市営新町住宅他建替え事業事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、市営新町住宅他建替え事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する市営新町住宅他建替え事業（以下「本事業」という。）に関する事業者の選定に当たり、競争性、公正性及び透明性を確保しつつ、民間事業者の有する技術及び経営資源並びに創意工夫等が十分に発揮されることにより、市民に対し低廉かつ良好なサービスが提供されることを目的として、事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行い、市長に報告をする。

- (1) 落札者の選定基準に関する事項
- (2) 事業提案書の審査方法に関する事項
- (3) 事業提案書の審査及び評価に関する事項
- (4) 優秀提案の選定に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合評価一般競争入札方式により事業者の選定を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の中から市長が委嘱する者
 - (2) 市職員の総務部長及び産業部長並びに建設部長
- 3 委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、市長は、新たな委員を委嘱することができるものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する職務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学識経験者の中から委員の互選により選出し、副委員長には、委員長が指名する学識経験者の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、審査事案に関する入札等に参画してはならない。委員が審査事案に関する入札等に参画したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した応札者等を選考対象外とするものとする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

- 2 市が委託したアドバイザー等は、委員会の事務局に参加させることができる。
- 3 アドバイザー等その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月12日から施行する。
- 2 この要綱は、本事業が特定事業に選定されないことが確定した日、特定事業の選定後に特定事業契約の締結に至らないことが確定した日、又は第2条に規定する職務が完了した日のいずれか早い日に、その効力を失う。